

「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」(案)の制定に対するパブリックコメントの概要及び本協会の考え方

平成 29 年 6 月 19 日
第二種金融商品取引業協会

本協会では、「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」(案)の制定について、平成 29 年 4 月 24 日から同年 5 月 19 日までの間、広く意見の募集を行いました。

この間に寄せられたご意見・ご質問(延べ 48 件、11 の団体・法人・個人)及びこれらに対する本協会の考え方は、次のとおりです。

なお、「本規則」は「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則(案)」、「ファンド」は「金融商品取引法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利」、「事業型ファンド」は「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則第 2 条第 1 項に定める事業型ファンド」を指しますので、念のため、申し添えます。

項番	コメントの概要	本協会の考え方
全般		
1	事業型ファンドをめぐる投資者被害を防止するために、正会員に事業者に対する審査やモニタリングを義務付けた点を評価します。	ご意見、ありがとうございます。
2	事業型ファンドの適切な組成と、適正な事業遂行を確保することは極めて重要であり、正会員による審査とモニタリングの拡充等を内容とする本規則案について、全体として賛成する。	
3	出資者保護の観点から、事業型ファンドを扱う第二種金融商品取引業者に課される義務として概ね適切な規則であると思いました。本来、法令で規定されるべきではないかと考えていたものも含まれていました。	
4	行政処分などのような事態があるようでは、投資者のファンド	ご意見として承ります。

項番	コメントの概要	本協会の考え方
	への信頼は確保されず、ファンドへの投資は望むべくもない。ファンドの組成・運営が適切に確保され、投資者が適切なリスク認識のもと、安心して投資できる環境を整えるべきである。	本協会は、今後も投資者からの事業型ファンドへの信頼性・安心感を確保するための取組みに努めてまいります。
5	事業型ファンドについては、近時行政処分事例が公表されるなど、一般投資家に対する被害が多発していることから、その防止を図る施策の整備は急務である。本来、被害防止のための具体的方法は法令によるべきである。従って、今回の自主規制ルールは制定だけでなく、貴協会としても法令の制定についての働きかけをすべきである。当面の措置として、貴協会が自主規制規則によって新ルールを規定すること自体には賛成である。	
6	会員以外の第二種金融商品取引業者においても、本規則と同等の社内規則の整備が行われるよう、協会としても金融庁・証券取引等監視委員会に適切な対応を求めるべきである。	本協会では、引き続き、行政当局との意見交換・連携に努めてまいります。
7	本規則案は、最近の行政処分事例にあつたいわゆる貸付型ファンドにも第2条第4項により条件付きながら適用される。貸付型クラウドファンディングが事業型ファンドの規制対象に取り込まれた意義は大きい。貸付型クラウドファンディング規制の在り方を検討する端緒を開いたと高く評価できるのではないか。	ご意見、ありがとうございます。 いわゆる貸付型ファンドは、本規則の対象となり、特に、全部又は主要な貸付先がグループ会社であるときは、当該会社は、運営者として、本規則が適用されます。
8	一般投資家に関わる被害が多発している折、その原因を、第二種金融商品取引業者の法令順守意識及び投資者保護意識の欠如と分析し、研修、モニタリング、監査等の充実、規則の制定等を目的・内容とする「事業型ファンドへの信頼性確保に向けた取組み」（平成29年2月9日理事会決議）は、時宜を得た取組みと高く評価できる。	ご意見、ありがとうございます。 研修については、本協会「第二種業内部管理統括責任者等に関する規則」において、正会員は、第二種業内部管理統括責任者について、毎年1回本協会が実施する研修を受講させなければならないこと、第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者に対して、定期的に所要の社内研修を受講させなければならないこと（本協

項番	コメントの概要	本協会の考え方
	<p>本規則案では、研修については触れていないが、事業者の意識改革を図ることが緊急の課題となっている現状、研修も規則案に取り込む必要があるように思う。</p>	<p>会の研修を受講することで代替可能) を定めております。</p> <p>また、本協会では、正会員の役職員のコンプライアンス意識の向上、内部管理態勢の一層の強化・充実に向け、同役職員を対象にした研修、説明会を実施しております(平成28年度18コース51回実施、2,887社4,039名(延べ)受講・参加)。</p> <p>したがって、本規則において、別途、研修に係る規定を置く必要はないと考えております。</p>
9	<p>当初の事業計画とその後の事業実績が、個別のファンドごと、あるいは、第二種金融商品取引業者ごとに比較可能となるよう、協会又は業者における情報の集約と公表の在り方について検討すべきである。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
10	<p>正会員がこの規則案に示された通りに事業を行っているかどうかの協会の検査・監査が課題になると思うが、この点、体制はどうなっているのか。</p>	<p>本協会では、定款及び監査規則に定めるところにより、平成28年度に正会員9社に監査を実施し、同29年度には12社の実施を予定しております。</p> <p>また、正会員から事業報告書等の提出を受けるとともに、正会員の財務状況、ファンドの運用実態の報告を求め、モニタリングを実施しております。</p>
11	<p>本規則による事業型ファンドの被害防止策は、結局のところ、正会員自身による審査・モニタリングと、貴協会に情報提供があった場合等の事後的な監査に頼るものであり、その点が不十分である。</p> <p>規則によって、あらかじめの契約の締結や事前審査(第4条、第5条)、定期的なモニタリング(第7条、第8条)、記録の保存(第9条)を正会員に義務付けるのであれば、これらについて、貴協会への提出を義務付けるか、適切な第三者(公認会計士、弁護士等)</p>	<p>本規則では、正会員に事業型ファンドの審査・モニタリングを課すことにより、不適正なファンドの取扱いや運用開始後の不正等を防止することを目的としております。</p> <p>ご指摘の点は、このような目的を達成するためにどのような取組みが必要かの観点からのご意見と理解しておりますが、多数、多様なファンド組成が行われるなか、正会員に対して、一律に本協会への届出・報告や適切な第三者(公認会計士、弁護士等)による審</p>

項番	コメントの概要	本協会の考え方
	<p>による確認と貴協会への報告を義務付けるなど、少なくとも第三者が目を配ることができる体制を作る必要があると考える。</p>	<p>査・チェックを義務付けることは、過大な負担となる懸念があることから、今後の課題とさせていただきます。</p>
12	<p>「自己私募・募集では、事業者（＝正会員）自らが審査を行う」というが、これでは適正な審査がなされる担保がない。少なくともこのような場合には、貴協会ないし適切な第三者（弁護士・公認会計士等の専門家等）による審査を必要とすべきである。</p>	
13	<p>正会員による事業型ファンドの販売・勧誘の審査の適正化、事業型ファンド発行後のモニタリングの拡充等が本規則のポイントとされており、方向性は高く評価できる。</p> <p>ただし、「正会員は適正に審査を行う」、「確認を行う」等という建前になっており、公正さ・中立性をいかに担保するかの視点に欠けているように思われる。特に自己私募・募集では、事業者が正会員とイコールの関係になるので、この点への危惧が一層深まる。中立的第三者的な主体によるチェックを考えるべきではないか。</p>	
14	<p>今回の規則案の対象外となっていますが、不動産ファンドと思われるものやクラウドファンディングと称して販売勧誘が行なわれているものがあります。これらが WEB 上で行っている広告や販売勧誘行為の中に、どうかな？と思うものが多々見られます。貴協会に加入されているかどうかまでは確認しておりませんが、第二種金融商品取引業者の取り扱うファンドの広告や情報開示のあり方には深く憂慮せざるをえません。第一種金融商品取引業者の取り扱う投資信託では、トータルリターンという考えが数年前に徹底されました。自分の出資したものと収益分配とはきちんと分けるというのが投資の基本です。この点、第二種金融商品取引業者が</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>本協会では、正会員の広告等の表示の適正化を図るため、「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」を定めております。</p> <p>今後、「第二種金融商品取引業者の機能の向上・信頼性の確保に関する検討部会」において、広告等の具体的な表示内容・方法、留意事項等を定めた「広告等に関するガイドライン」の検討を進めることとしております。</p>

項番	コメントの概要	本協会の考え方
	<p>取り扱うファンドでは、分配については書きたい放題のものが散見されます。むしろ、金融リテラシーの低い人の誤認を誘発しようとしているのではないかとさえ思ってしまう。こうした状況を踏まえ、情報開示や広告・販売勧誘のあり方について、現状を調査の上、規制の導入の検討をお願いしたい。</p>	
規則の対象・適用除外（第2条、第3条、別表1関係）		
15	<p>今回の規則案は私募を対象としていますが、公募の場合も当然に今回の規則案のような規制（事業者に対する審査・モニタリングの義務等）が正会員に課されているのでしょうか。</p>	<p>第2条第5項では、本規則の対象行為として、私募だけでなく、公募（募集）の場合も対象としておりますので、正会員が事業型ファンドの公募（募集）を行う場合も本規則が適用されます。</p>
16	<p>いわゆるオプト・イン（プロ成り）も含めた、金融商品取引法上の特定投資家に対しては、契約締結前書面の交付義務の免除等、多くの行為規制が免除されている。また、金商法上、（プロ成り可能な）一般投資家の中にも、投資経験豊富な者もあり、上記書面の交付等を要望しない等、手続き面の簡略化を望む投資家もいる。</p> <p>そのような者に対してまで、今回の事業型ファンド規則の如く、私募の取扱い業者が期中のモニタリングにまで関与する等の行為を求めることは、当該業者にとっては多大な負荷となり、また投資家にとっても利益にはならないと思われるため、適用除外となる対象顧客に、いわゆるオプト・イン（プロ成り）も含めた、金融商品取引法上の特定投資家全般を加えて頂きたい。</p>	<p>(1) 別表1第2項では、適格機関投資家等特例業務を参考に、次の投資判断能力を有する一定の投資家及び営業者・事業者と密接な関連を有する者については、本規則の対象除外顧客としております。</p> <p>① 資本金又は純財産の額が5000万円以上の法人（別表1第2項⑧、⑨）</p> <p>② 一定の投資性金融資産・投資経験を有する個人（同⑭）</p> <p>(2) 本規則の対象除外顧客に該当しない者に関しては、同人の希望の有無にかかわらず、本規則で定める投資者保護措置が必要と考えられますので、対象除外顧客の範囲については原案どおりとさせていただきます。</p>
17	<p>現在審理中の不動産特定共同事業法改正法案の成立により、宅地建物取引業者による小規模な不動産ファンド（小規模不動産特定共同事業）の組成・運用が全国的に広がることが想定され、規制緩和による投資者被害の発生が懸念される中、各地の自治体や地</p>	<p>別表1第1項②で定める不動産ファンドに関しては、不動産特定共同事業法により投資対象事業に対する運用規制・当局の監督情報提供等が定められていることから本規則の適用除外としております。ご指摘の改正不動産特定共同事業法（平成29年5月26日</p>

項番	コメントの概要	本協会の考え方
	<p>方整備局による実効的な監督が課題となっている。そこで、自主規制機関における監督を確保する観点から、第二種金融商品取引業者としての登録が求められる特例事業について、本規則の適用対象とすることを検討すべきである。</p>	<p>成立)においても、上記定めは維持されると理解しており、原案どおりとさせていただきます。</p>
契約の締結（第4条関係）		
18	<p>所定の契約に第4条第2項に定める事項の規定を求めていることに賛成する。なかでも、顧客に対するファンド報告書の交付は、顧客への継続的な情報提供を確保するために重要であり、また、審査及びモニタリングに関する情報提供の協力義務も正会員による審査とモニタリングの実効を確保するために重要であるところ、これらを含め原案が維持されるべきである。</p>	<p>ご意見、ありがとうございます。</p>
19	<p>事業者との間で、事業型ファンドの私募又は募集の取扱委託契約を締結した者から委託を受けて同ファンドの私募の取扱い又は募集の取扱いを行う行為は禁止されないとの理解で良いか。</p>	<p>事業者との間で私募又は募集の取扱委託契約を締結した者から委託を受けて事業型ファンドの私募の取扱い又は募集の取扱いを行う行為は禁止されません。</p> <p>もともと、その場合であっても、委託を受けた正会員が行う取得勧誘行為も「私募の取扱い」又は「募集の取扱い」に該当しますので、本規則の適用を受けます。</p>
20	<p>1. 当社は、正会員A社から委託を受けて事業型ファンドの私募又は募集の取扱いを行っております。A社との間では業務委託契約を締結しておりますが、事業者との間では私募又は募集の取扱委託契約（以下「私募等取扱委託契約」といいます。）は締結しておりません。</p> <p>当社のような場合、第4条が適用されますと、以下の問題が生じると考えられます。</p>	<p>ご意見を踏まえ、委託先の正会員は、事業者との契約の締結を不要とするよう本規則を修正しました（第4条第1項第1号括弧書き）。</p> <p>また、この場合でも、委託先の正会員において、本規則に定める審査、モニタリング等の義務を遵守していただくため、委託元との間で審査等に関する委託契約を締結するよう、本規則を修正しました（第10条）。</p>

項番	コメントの概要	本協会の考え方
	<p>(1) A社と当社との間の業務委託契約は包括的な契約であり、ファンド毎に私募等取扱委託契約を締結しておらず、仮に当社と事業者との間で、直接、同契約を締結しなければいけないとすると、新しい事業者のファンドを取り扱う際には、必ず新規に私募等取扱委託契約が必要となり、負担が増大すること。</p> <p>(2) 事業者にとっても、A社及び当社との間でそれぞれ私募等取扱委託契約を締結し、二重の審査及びモニタリングを受けなければいけないことは過大な負担になること。</p> <p>(3) A社及び当社が二重で事業者の審査及びモニタリングを行うことは非効率的であり、当社がA社による審査及びモニタリングが適正に行われているかどうかを確認し、その結果に疑義がある場合に、当社が独自に調査等を行えば十分と考えられること。</p> <p>2. 以上のことから、例えば、以下のような要件が満たされることを条件に、当社と事業者との間の私募等取扱委託契約の締結を不要としていただけないでしょうか。</p> <p>(1) A社と事業者との間で、私募等取扱委託契約が締結されており、当該契約に本規則第4条第2項各号に掲げる事項が規定されていることを、当社があらかじめ確認すること。</p> <p>(2) 当社とA社との間の業務委託契約において、①A社が行った審査及びモニタリングの結果の概要をA社が当社に報告すること、②A社が事業者からファンド報告書の交付を受けた場合には、A社から当社に当該ファンド報告書の写しを交付すること、③当社による審査及びモニタリングに対するA社の協力</p>	

項番	コメントの概要	本協会の考え方
	<p>義務が定められていること。</p> <p>(3) 当社は、A社による審査が適正に行われているかを確認し、審査の適正性に疑義がある場合にはA社に説明を求め、その結果、私募の取扱い等を行うことが適当と認められない場合には、当該事業型ファンドの私募の取扱い等は行わないこと。</p> <p>(4) 当社は、顧客への勧誘に際しては、A社の審査及び当社による確認の結果、判明した具体的リスクや注意事項等を提供し、分かりやすく説明を行うこと。</p> <p>(5) 当社は、A社からファンド報告書が交付されたときは、A社によるモニタリングが適正に行われているかを確認し、モニタリングの適正性に疑義がある場合にはA社に説明を求め、その結果、出資対象事業の状況等に不正又はその疑いが認められたときは、A社に対して調査・改善を求めること。</p>	
審査（第5条、別表3関係）		
21	<p>審査の実効を確保するために、審査事項について具体的定めを置くことは重要であり、第5条及び別表3について、原案が維持されるべきである。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
22	<p>事業計画の妥当性を判断する際の留意事項として、事業計画が合理的根拠に基づいて作成されていること、事業のリスクに関する検討が適切に行われていることが挙げられている（別表3、1、(3)）。この部分は、金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則6「当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成」の具体化として高く評価できる。</p>	<p>ご意見、ありがとうございます。</p>
適正な勧誘（第6条、別表4関係）		

項番	コメントの概要	本協会の考え方
23	<p>第6条は、金融商品取引法による勧誘規制に加えて情報提供及び分かりやすい説明を定めたものであり、被害の多くが事業者による不十分なし不適當な勧誘によって惹起されている実態からすれば、その意義は重要である。</p> <p>従って、同条については、顧客に分かりやすい説明の方法について、顧客の属性に応じて、(最悪のシナリオも想定した) 例示等も入れるなどした「具体的な」わかりやすい説明を求めるべきである。</p>	<p>事業型ファンドに関しては、様々な出資対象事業が存在し、また、正会員が対象とする顧客属性も多様となっております。</p> <p>正会員において、顧客に事業型ファンドの内容が理解されるよう分かりやすい説明が必要となりますが、その方法や程度については、正会員各社において、事業型ファンドの特性や顧客属性等を踏まえて、勧誘を行う顧客ごとに判断されると考えております。</p>
24	<p>事業型ファンドは、投資商品としての具体的内容(出資条件、契約期間、損益の帰属、費用負担、業者の報酬、利益の分配、出資の価額の返還、譲渡の可否、情報の開示等)が個々の契約により定められることから、投資者が契約内容を十分に理解する必要があり、投資対象事業についての事業契約の妥当性、事業者の継続的な事業遂行能力等を踏まえた投資判断が必要となるなど、投資商品としての難易度は相応に高い。</p> <p>一般投資家に販売勧誘されるときには、適合性の原則が適切に履行される必要があることから、適合性を遵守すべき条項を明確に定めるべきである。</p>	<p>正会員においては、金融商品取引法第40条第1号及び本協会「投資勧誘及び顧客管理等に関する規則」第6条第5号において、適合性原則に従った勧誘を行う義務が課されていますので、本規則で重複して義務を課す必要はないと考えております。</p>
25	<p>(1) 正会員が顧客に分かりやすく説明すべき事項(別表4)として、次の事業型ファンドの一般的な仕組みやリスクを加えるべきである。</p> <p>① 投資商品としての具体的内容(出資条件、契約期間、損益の帰属、費用負担、業者の報酬、利益の分配、出資の価額の返還、譲渡の可否、情報の開示等)が個々の契約により定められること</p>	<p>(1) 事業型ファンドの契約締結前交付書面では、重要な事項として、次の事項の記載、説明が求められております。</p> <p>① ファンドの手数料等(金融商品取引法第37条の3第1項第4号)</p> <p>② 価格変動及び信用リスク(金融商品取引業等に関する内閣府令第82条第3号、第5号)、出資対象事業持分取引契約に関する事項、出資対象事業の運営に関する事項、出資対象事業</p>

項番	コメントの概要	本協会の考え方
	<p>② 投資者が契約内容を十分に理解する必要があること</p> <p>③ 投資対象事業についての事業契約の妥当性、事業者の継続的な事業遂行能力等を十分に検討する必要があること</p> <p>④ 投資商品としての難易度は相応に高いこと</p> <p>(2) これらについては適切な形で注意喚起が行われるべきである。</p>	<p>の経理に関する事項（同第 87 条）</p> <p>③ 譲渡制限がある場合にはその旨及び制限の内容（同第 83 条第 1 項第 1 号）</p> <p>④ 契約の特性（金融商品取引業者等向けの総合的な監督同指針 V-2-1-1 (4)②）</p> <p>イ. 顧客が出資した金銭が充てられる出資対象事業の概要</p> <p>ロ. 顧客は出資した金銭の実際の使途や収支の状況等について、出資対象事業を行う者から相対で入手する情報に基づいて顧客自身で判断する必要があること</p> <p>ハ. 出資対象事業の収益性について保証等</p> <p>(2) したがって、ご指摘の点は、契約締結前交付書面において、既に顧客への情報提供及び注意喚起が相当程度図られておりますので、原案どおりとさせていただきます。</p>
26	<p>別表 4 の 5 について、第 6 条による審査の概要について情報提供を求めるとともに、審査により判明した具体的リスクや注意事項等は単なる情報提供でなく、注意喚起が行われるべきである。</p>	<p>第 6 条、別表 4 第 5 項の具体的リスクや注意事項に関しては、これらの情報提供と分かりやすい説明を通じて、顧客への注意喚起が図られると考えております。</p>
27	<p>審査の「事業計画の妥当性」の判断に当たっては、いわゆる適合性原則（合理的根拠適合性）の観点から、事業のリスクに対応した顧客の属性や勧誘方法についても検討すべきである。</p>	<p>(1) 合理的根拠適合性とは、一般的に、業者が自らにとって新たに事業型ファンドの販売を行うにあたって、当該出資対象事業の特性やリスク等を十分に把握し、適合する顧客が想定できないものは、販売を禁止するものです。別表 3 では、ファンドの事業計画の妥当性の審査にあたり、「事業計画が合理的根拠に基づいて作成されているか。」に留意することを定めております。合理的根拠適合性については、正会員において、事業計画の合理性を検討する中で、資金調達に相応しい投資者の有無や範囲が検</p>
28	<p>勧誘の適正化に関しては、重要な情報の提供と分かりやすい説明に関わる条文が置かれているが、事業型ファンドの分かりにくさ、複雑さ、特殊性等に鑑み、主として一般投資家を対象とするファンドに関しては、合理的根拠適合性や販売開始基準等に関わる規制を設けること、また、すでに、二種業協会「電子申込型電子募</p>	<p>合理的根拠適合性とは、一般的に、業者が自らにとって新たに事業型ファンドの販売を行うにあたって、当該出資対象事業の特性やリスク等を十分に把握し、適合する顧客が想定できないものは、販売を禁止するものです。別表 3 では、ファンドの事業計画の妥当性の審査にあたり、「事業計画が合理的根拠に基づいて作成されているか。」に留意することを定めております。合理的根拠適合性については、正会員において、事業計画の合理性を検討する中で、資金調達に相応しい投資者の有無や範囲が検</p>

項番	コメントの概要	本協会の考え方
	集取扱業務等に関する規則」等に盛り込まれている不招請勧誘の禁止、上限規制などを取り込むことも検討課題としていただきたい。	<p>討されると考えております。</p> <p>(2) 正会員は、本協会「投資勧誘及び顧客管理等に関する規則」第4条に基づき取引開始基準を各社で設ける必要があります。したがって、本規則において、別途、同様の規制を設ける必要はないと考えております。</p> <p>(3) 不招請勧誘の禁止、上限規制に関して、電子申込型電子募集取扱業務等以外にも広げるかについては、金融商品取引法全体の規制の考え方、業務・取引の実態、本規則施行後の正会員による勧誘状況などを踏まえて、慎重に検討されるべきと考えます。</p>
29	別表2の4「事業者及び運営者の直近の決算期における次の財務状況又は財務情報（一の事業型ファンドの出資対象事業のみを行う事業者の財務状況又は財務情報を除く。）」、及び別表5の2では「事業者・運営者の財務状況（一の事業型ファンドの出資対象事業のみを行う事業者の財務状況を除く。）」と、（一の事業型ファンドの出資対象事業者のみを行う事業者を除く）との括弧書きが付されておりますが、別表4の2「事業者及び運営者の財務状況又は財務情報」には、付されておられません。括弧書きが漏れているのではないのでしょうか。	<p>ご指摘のとおりです。</p> <p>別表4第2項を「事業者及び運営者の財務状況又は財務情報（一の事業型ファンドの出資対象事業のみを行う事業者の財務状況又は財務情報を除く。）」と修正いたします。</p>
30	別表4の2「事業者及び運営者の財務状況又は財務情報」について、契約締結前交付書面に当該状況が掲載されたホームページのアドレスを記載すれば足りることとしてほしい。	「事業者及び運営者の財務状況又は財務情報」がウェブサイトに掲載される場合、掲載先のURLを契約締結前交付書面に明記し、顧客に説明・提供する方法でも本規則を充足するものと考えられます。（項番37参照）
モニタリング（第7条、第8条、別表5関係）		
31	第7条第3項において顧客への通知について定めているが、第	正会員は、事業者がファンド報告書を交付しないときや不正の

項番	コメントの概要	本協会の考え方
	<p>3項各号の事由に該当する場合の顧客への通知は、「必要に応じて」でなく、通知を行うことを原則とすべきである。</p>	<p>疑いを知ったときは、調査を行う必要があります。</p> <p>調査の結果、ファンド報告書が交付された場合や不正の疑いが払拭される場合も考えられますので、顧客への通知が必要となるかはケースバイケースになると考えております。したがって、原案どおりとさせていただきます。</p>
32	<p>事業者・運営者の財務状況を確認した結果、事業者が債務超過、支払不能などであった場合、具体的には何をしたら良いのか。</p> <p>債務超過だから不正又はその疑いが認められるとは限らず、確認する意味がないのではないか。</p>	<p>(1) 事業者又は運営者に債務超過やその金額の大幅な増加が認められた場合、一般的には、事業継続に疑いが生じるとともに、出資金及び運用財産が適切に管理・運用されているかの懸念が生じます。</p> <p>そのため、正会員は、上記懸念を払拭するため、事業者又は運営者において、今後の事業継続の可否を確認するとともに、出資金及び運用財産が適切に管理・運用されているかなどを確認する必要があると考えられます。</p> <p>(2) 正会員による確認の結果、事業継続が困難であることや、出資金及び運用財産の目的外使用が判明した場合には、事業者に対して、今後の顧客対応及び改善を求めるとともに、顧客に通知することが必要と考えられます。</p>
ファンド報告書（第4条、第7条、第8条、別表2関係）		
33	<p>ファンド報告書の記載事項について定める別表2の提案に賛成する。</p> <p>ただし、投資者への情報提供をより充実する観点から、適時の見直しが行われるべきである。</p>	<p>ご意見、ありがとうございます。</p> <p>本協会では、本規則施行後の実態等も踏まえ、必要に応じて見直しを検討いたします。</p>
34	<p>当初の事業計画の適正を確保するには、当初の段階における審査もさることながら、その後の運用状況が当初の事業計画に沿っ</p>	<p>ファンド報告書では、「出資対象事業の概況（運用状況の経過及び出資金の使途を含む。）」や「事業型ファンドの財務状況又は財</p>

項番	コメントの概要	本協会の考え方
	たものとなっているか否かが、適切に検証できる必要がある。かかる検証を可能とするようファンド報告書において適切な情報提供が確保されるべきである。	<p>「務情報」等を記載することになります。</p> <p>本協会では、正会員に対する監査やモニタリングなどを通じて、ファンド報告書の実施状況の確認に努めたいと存じます。</p>
35	<p>例えば、旅館事業を行っている事業者について、旅館の施設の一部（フロ釜など）の修繕のために当該旅館の売上高から分配金額・償還金額が算出されるファンドの出資を募った場合、ファンドの出資対象事業は事業者自身の事業として運営され、切り離すことができない。こうしたファンドについては、別表2第3項に関し、出資対象事業の売上高の金額のみを記載すれば十分であるという理解でよいか。</p>	<p>ご質問のファンドでは、「ファンドの財務状況又は財務情報」は、出資対象事業の売上高を記載することで足りると考えられます。</p>
36	<p>別表2「第4条第2項第2号に規定するファンド報告書の記載事項」として、どの程度の情報提供が必要なのか参考にするため、貴協会において同報告書の雛形を提示してほしい。</p>	<p>ファンド報告書は、別表2の記載事項に基づき、顧客の投資経験や金融知識、出資対象事業の複雑さを踏まえ、各社の判断において、顧客に理解されるために必要な内容及び程度で記載していただくものと考えられます。</p>
37	<p>別表2の4「事業者及び運営者の直近の決算期における財務状況又は財務情報」について、ファンド報告書に当該状況が掲載されたホームページのアドレスを記載すれば足りることとしてほしい。</p>	<p>「事業者及び運営者の財務状況又は財務情報」がウェブサイトに掲載される場合、その都度、掲載先のURLをファンド報告書に明記し、顧客に交付する方法でも本規則を充足するものと考えられます。</p>
その他（適用）		
38	<p>当社は、既に現時点において、平成30年1月1日以後に売付け・勧誘を行う予定のファンドを組成している。</p> <p>組成に当たっては、当社が事業者と匿名組合契約を締結して一括出資し、これを逐次顧客に地位譲渡契約により売付けることに</p>	<p>施行日以後に正会員が行う次の事業型ファンドの私募の取扱い等を適用除外とするよう付則を修正いたします。</p> <p>(1) 施行日前に私募の取扱い等を開始した事業型ファンドに係る私募の取扱い等（施行日前に開始した私募の取扱い等と一連の</p>

項番	コメントの概要	本協会の考え方
	<p>なる。</p> <p>これらのファンドについては、改めて事業者に対する審査ができないため、平成 29 年末までに事業を開始したファンドを本規則の適用除外としてほしい。</p>	<p>ものに限る。)</p> <p>(2) 施行日前に金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第 16 条第 1 項第 5 号の行為により取得した事業型ファンドに係る売付け</p>
39	<p>当社は、既に現時点において、平成 30 年 1 月 1 日以後まで募集を継続するファンドの販売を行っている。</p> <p>このように、施行日を跨いで私募の取扱い等が行われるファンドについては、改めて事業者に対する審査ができないため、本規則の適用除外としてほしい。</p>	
40	<p>平成 30 年 1 月 1 日を挟んで私募の取扱い等を行う場合は本規則が適用になる、と考えるのでしょうか。</p>	<p>本規則は、上記項番 38、39 のとおり、平成 30 年 1 月 1 日以後に私募の取扱い等を開始する事業型ファンドから適用となります。</p>
41	<p>「この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行し、同日以後に正会員が行う事業型ファンドの私募の取扱い等から適用する。」とありますが、これは平成 29 年 12 月 31 日までに私募の取扱い等が終了しているファンドには適用されない、ということでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

以上